

議案第3号

東広島市地域公共交通利便増進実施計画の変更について

令和7年10月22日提出

東広島市地域公共交通会議  
会長 塚井 誠人

1 提案理由

東広島市小谷地域公共交通（おまるめ山バス）のダイヤ改正等の見直しに伴い、補助要件である東広島市地域公共交通利便増進実施計画（以下、「利便増進実施計画」という。）の変更を行う必要があるため、変更（案）について承認を求めるものである。

2 提案内容

主な変更内容  
おまるめ山バスの路線再編

3 新旧対照

別紙「資料3」東広島市地域公共交通利便増進実施計画 新旧対照表のとおり



## 第1章 計画概要

### 1-1. 計画策定の目的

東広島市では、少子高齢化に伴う人口減少、地球規模の環境問題の深刻化、デジタル技術の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本市を取り巻く状況が大きく変化してきたこと、また、「第五次東広島市総合計画（令和2年3月）」、「第3次東広島市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」の策定により、新しいまちづくりに貢献する交通施策の方向性が必要となっています。このため、令和6年2月に「東広島市都市交通マスタープラン」を改定するとともに、将来都市交通に関する強化策等の施策展開の方向性を示した総合交通戦略と、公共交通に関する計画を示した地域公共交通計画を統合し、「東広島市都市交通計画」（以下、「交通計画」という）を令和6年6月に策定しました。

このような中、地域公共交通に関する将来交通計画の実現に向け、関係者が連携・協力し、計画的かつ着実に地域公共交通の再編・見直し等を推進するため、平成29年6月に策定した「東広島市地域公共交通利便増進実施計画」についても見直しを行います。

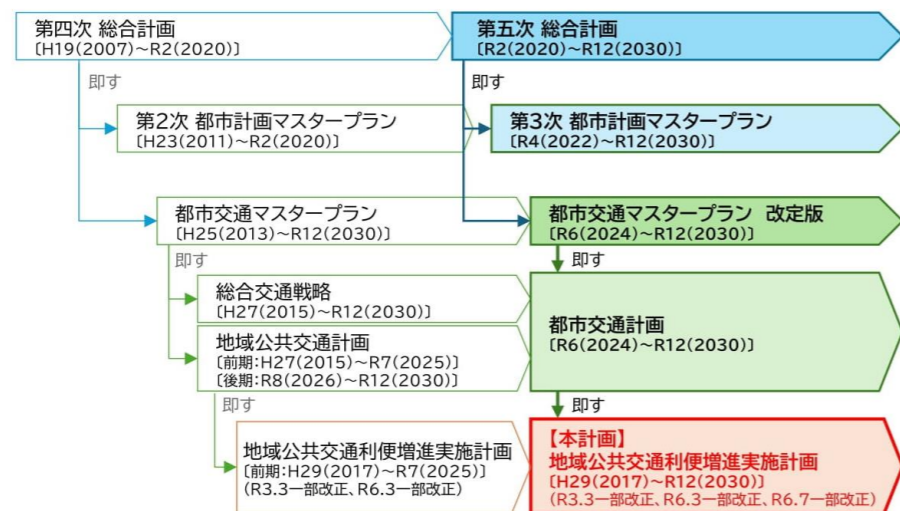


図 1-1 計画の位置づけと期間

表 1-1 計画名称の略称

略称	正式名称
総合計画	東広島市総合計画
都市計画マスタープラン	東広島市都市計画マスタープラン
都市交通マスタープラン	東広島市都市交通マスタープラン
総合交通戦略	東広島市総合交通戦略
地域公共交通計画	東広島市地域公共交通計画（旧 東広島市地域公共交通網形成計画）
都市交通計画	東広島市都市交通計画（総合交通戦略と地域公共交通計画を統合）
【本計画】地域公共交通利便増進実施計画	東広島市地域公共交通利便増進実施計画（旧 東広島市地域公共交通再編実施計画）

## 第1章 計画概要

### 1-1. 計画策定の目的

東広島市では、少子高齢化に伴う人口減少、地球規模の環境問題の深刻化、デジタル技術の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本市を取り巻く状況が大きく変化してきたこと、また、「第五次東広島市総合計画（令和2年3月）」、「第3次東広島市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」の策定により、新しいまちづくりに貢献する交通施策の方向性が必要となっています。このため、令和6年2月に「東広島市都市交通マスタープラン」を改定するとともに、将来都市交通に関する強化策等の施策展開の方向性を示した総合交通戦略と、公共交通に関する計画を示した地域公共交通計画を統合し、「東広島市都市交通計画」（以下、「交通計画」という）を令和6年6月に策定しました。

このような中、地域公共交通に関する将来交通計画の実現に向け、関係者が連携・協力し、計画的かつ着実に地域公共交通の再編・見直し等を推進するため、平成29年6月に策定した「東広島市地域公共交通利便増進実施計画」についても見直しを行います。

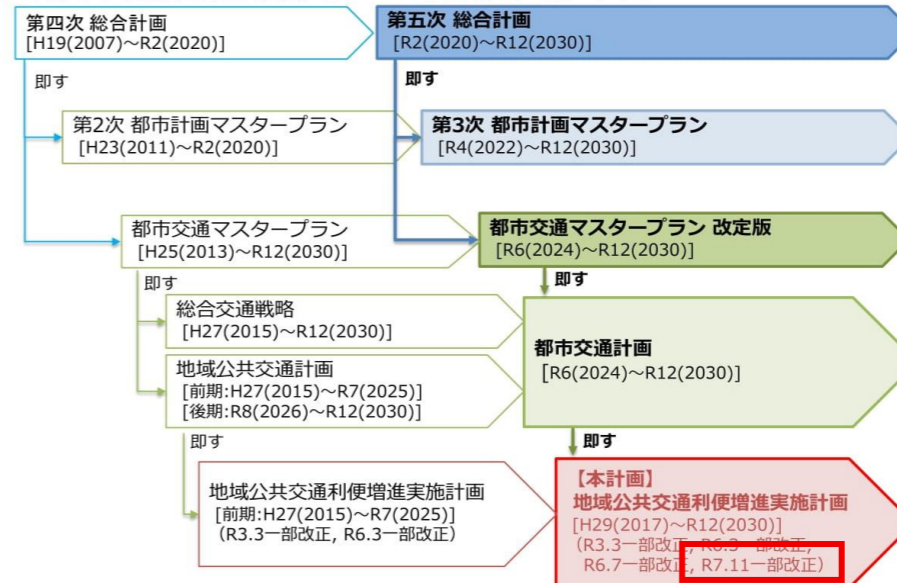


図 1-1 計画の位置づけと期間

表 1-1 計画名称の略称

略称	正式名称
総合計画	東広島市総合計画
都市計画マスタープラン	東広島市都市計画マスタープラン
都市交通マスタープラン	東広島市都市交通マスタープラン
総合交通戦略	東広島市総合交通戦略
地域公共交通計画	東広島市地域公共交通計画（旧 東広島市地域公共交通網形成計画）
都市交通計画	東広島市都市交通計画（総合交通戦略と地域公共交通計画を統合）
【本計画】地域公共交通利便増進実施計画	東広島市地域公共交通利便増進実施計画（旧 東広島市地域公共交通再編実施計画）

旧

新

第1章 計画概要

1-1.計画策定の目的

表 1-2 計画の策定・見直しの経過

	計画名	計画期間	備考
1	東広島市地域公共交通利便増進計画 ※旧 東広島市地域公共交通再編実施計画	H29 (2017) ～H34 (2022) 年度	・当初計画 ・西条駅～竹原・豊栄の路線見直し ・市街地循環線の新設
2	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和3年3月一部改正)	H29 (2017) ～R7 (2025) 年度	・西条駅～竹原方面、安芸津地域の 路線を見直し
3	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和6年3月一部改正)	H29 (2017) ～R7 (2025) 年度	・関連事業(黒瀬地区バス交通結節 点整備)に関する記載を追記
↓			
今回	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和6年7月一部改正)	H29 (2017) ～R12 (2030) 年度	・既定計画の見直し

1-2. 実施区域

本計画の実施区域は、東広島市全域とします。

1-3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度(2017年度)から令和12年度(2030年度)までの14年間とします。

表 1-3 利便増進事業のスケジュール

実施時期	関連する 新たな交通結節点	方面・系統	実施内容	掲載 頁	備考
H29.10 【実施済】	-	市街地循環線(西条市街地)	新規	P6	
		磯松線	変更	P8	
		東西線	変更	P11	
		安芸津西条線	変更	P13	
		西条竹原線	変更	P17	
R3.4 【実施済】	-	安芸津地区	効率化	P19	
		・安芸津駅～大芝北	廃止		
		・竹原駅～安芸津駅	廃止		
R4年度 【実施済】 (関連事項) 未定 (関連事項)	①広島大学内 (下見・鏡山地区)	(交通結節点の整備)	利便性向上	-	結節点は 供用済
		西条駅～広島大学方面	利便性向上	-	
R7年度末 (関連事項) R6.9	②兼広 (黒瀬地区)	西条駅～黒瀬方面	利便性向上	P40	
R6.9	-	おまるめ山バス	変更	P24	今回追加

(関連事項) 利便増進事業として実施予定ですが、認定当初の段階での取組が困難なもの、実施しようとする事業内容が本計画の実施区域内に収まらないもの等を指します。具体的な実施内容については、交通結節点の整備等とあわせて検討していきます。

第1章 計画概要

1-1, 計画策定の目的

表 1-2 計画の策定・見直しの経過

	計画名	計画期間	備考
1	東広島市地域公共交通利便増進計画 ※旧 東広島市地域公共交通再編実施計画	H29 (2017) ～H34 (2022) 年度	・当初計画 ・西条駅～竹原・豊栄の路線見直し ・市街地循環線の新設
2	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和3年3月一部改正)	H29 (2017) ～R7 (2025) 年度	・西条駅～竹原方面、安芸津地域の 路線を見直し
3	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和6年3月一部改正)	H29 (2017) ～R7 (2025) 年度	・関連事業(黒瀬地区バス交通結節 点整備)に関する記載を追記
4	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和6年7月一部改正)	H29 (2017) ～R12 (2030) 年度	・既定計画の見直し
↓			
今回	東広島市地域公共交通利便増進計画 (令和7年11月一部改正)	H29 (2017) ～R12 (2030) 年度	・既定計画の見直し

1-2. 実施区域

本計画の実施区域は、東広島市全域とします。

1-3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度(2017年度)から令和12年度(2030年度)までの14年間とします。

表 1-3 利便増進事業のスケジュール

実施時期	関連する 新たな交通結節点	方面・系統	実施内容	掲載 頁	備考
H29.10 【実施済】	-	市街地循環線(西条市街地)	新規	P6	
		磯松線	変更	P8	
		東西線	変更	P11	
		安芸津西条線	変更	P13	
		西条竹原線	変更	P17	
R3.4 【実施済】	-	安芸津地区	効率化	P19	
		・安芸津駅～大芝北	廃止		
		・竹原駅～安芸津駅	廃止		
R4年度 【実施済】 (関連事項) 未定 (関連事項)	①広島大学内 (下見・鏡山地区)	(交通結節点の整備)	利便性向上	-	結節点は 供用済
		西条駅～広島大学方面	利便性向上	-	
R7年度末 (関連事項) R6.9	②兼広 (黒瀬地区)	西条駅～黒瀬方面	利便性向上	P40	
R6.9	-	おまるめ山バス	変更	P24	
R8.2	-	おまるめ山バス	変更	P24	

(関連事項) 利便増進事業として実施予定ですが、認定当初の段階での取組が困難なもの、実施しようとする事業内容が本計画の実施区域内に収まらないもの等を指します。具体的な実施内容については、交通結節点の整備等とあわせて検討していきます。

旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-1 事業内容の全体像

表 2-1 地域公共交通便増進事業及び事業者一覧

■支線

方面・経由	路線・系統名	事業内容	事業者	実施時期	
西条地域	・市街地循環線（西条市街地：のんバス）	新設	芸陽バス(株) 中国JRバス(株)	H29.10 【実施済】	
広大方面	八本松駅～広島大学	・八本松駅～広島大学～八本松駅（八本松広島大学線） ・広島大学～八本松（八本松広島大学線）	変更	芸陽バス(株)	未定
		・八本松循環線 ・八本松駅～大学会館前～広大北口 ・広大二神口～八本松駅	変更	中国JRバス(株)	未定
安芸津地域	・安芸津駅～大芝北（竹原安芸津線）	廃止	芸陽バス(株)	R3.4 【実施済】	

※広島電鉄（株）の各系統については、主に近隣市町への移動に利用されており、本計画区域内での乗降率が低いことから、利便増進事業から除外します。なお、今後計画の変更を行う際には、上記について再度検討を行います。

■コミュニティバス（地域内交通）

地域・名称	路線・系統名	事業内容	事業者	実施時期	
安芸津地域	海風バス	・木谷線 ・小松原・大芝線	変更	芸陽バス(株) (市の運行委託)	R3.4 【実施済】
		・風早・大田線	-	芸陽バス(株) (市の運行委託)	-
黒瀬地域	黒瀬さくらバス	・渋・長貴～シヨージ～黒瀬支所線 ・渋・長貴～黒瀬支所線 ・八畝ヶ畑～黒瀬支所線 ・洋国団地～黒瀬支所線 ・楢原～黒瀬支所線 ・上条～黒瀬支所線	変更	中国JRバス(株)	R7年度末
高屋地域	おまるめ山バス	・大原中～大原東団地 ・大原東団地～大原中 ・大原中～上条/ハイツ～大原東団地 ・大原東団地～あおそばん屋さん・門川内科医院 ・惣田地南～扱和 ・扱和～惣田地南	変更	南白市交通 (地域住民組織 の運行委託)	R6.9 (※今回追加)

※住民との合意形成により決定・運用される地域内交通については、原則として現状のサービス内容を維持するものとする。ただし、利便増進実施計画が維持されると認められる場合には、地域内交通について区間、回数、運行方法等を行うこと又は新設することが可能である。なお、変更・新設にあたっては、地域公共交通会議での合意を得ていることを条件とする。

※地域内交通

東広島市内の交通の不便な地域における住民の生活利便性の向上を図るため、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の形態により運行するもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 東広島市が交通事業者等との委託契約により運行するもの
- (2) 当該地域の住民団体が運行主体として交通事業者等との委託契約により運行し、それに対し市が支援を行うもの

第2章 事業の内容・実施主体

2-1 事業内容の全体像

表 2-1 地域公共交通便増進事業及び事業者一覧

■支線

方面・経由	路線・系統名	事業内容	事業者	実施時期	
西条地域	・市街地循環線（西条市街地：のんバス）	新設	芸陽バス(株) JRバス中国(株)	H29.10 【実施済】	
広大方面	八本松駅～広島大学	・八本松駅～広島大学～八本松駅（八本松広島大学線） ・広島大学～八本松（八本松広島大学線）	変更	芸陽バス(株)	未定
		・八本松循環線 ・八本松駅～大学会館前～広大北口 ・広大二神口～八本松駅	変更	JRバス中国(株)	未定
安芸津地域	・安芸津駅～大芝北（竹原安芸津線）	廃止	芸陽バス(株)	R3.4 【実施済】	

※広島電鉄（株）の各系統については、主に近隣市町への移動に利用されており、本計画区域内での乗降率が低いことから、利便増進事業から除外します。なお、今後計画の変更を行う際には、上記について再度検討を行います。

■コミュニティバス（地域内交通）

地域・名称	路線・系統名	事業内容	事業者	実施時期	
安芸津地域	海風バス	・木谷線 ・小松原・大芝線	変更	芸陽バス(株) (市の運行委託)	R3.4 【実施済】
		・風早・大田線	-	芸陽バス(株) (市の運行委託)	-
黒瀬地域	黒瀬さくらバス	・渋・長貴～シヨージ～黒瀬支所線 ・渋・長貴～黒瀬支所線 ・八畝ヶ畑～黒瀬支所線 ・洋国団地～黒瀬支所線 ・楢原～黒瀬支所線 ・上条～黒瀬支所線	変更	JRバス中国(株)	R7年度末
高屋地域	おまるめ山バス	・大原中～白市駅 ・大原東団地～白市駅 ・白市駅～大原中 ・あおそばん屋さん・門川内科医院～大原東団地 ・惣田地南～白市シヨージ前 ・扱和～白市駅 ・白市駅～惣田地南 ・白市駅～扱和	変更	南白市交通 (地域住民組織 から運行委託)	R6.9 (※R8.2事業内容変更)

※住民との合意形成により決定・運用される地域内交通については、原則として現状のサービス内容を維持するものとする。ただし、利便増進実施計画が維持されると認められる場合には、地域内交通について区間、回数、運行方法等を行うこと又は新設することが可能である。なお、変更・新設にあたっては、地域公共交通会議での合意を得ていることを条件とする。

※地域内交通

東広島市内の交通の不便な地域における住民の生活利便性の向上を図るため、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の形態により運行するもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 東広島市が交通事業者等との委託契約により運行するもの
- (2) 当該地域の住民団体が運行主体として交通事業者等との委託契約により運行し、それに対し市が支援を行うもの

第2章 事業の内容・実施主体  
2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

〔R5.10.1法改正施工後のイ(1)事業として位置づける事業(法第2条第13号イ(1)事業:一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更)〕

(1) 事業の概要

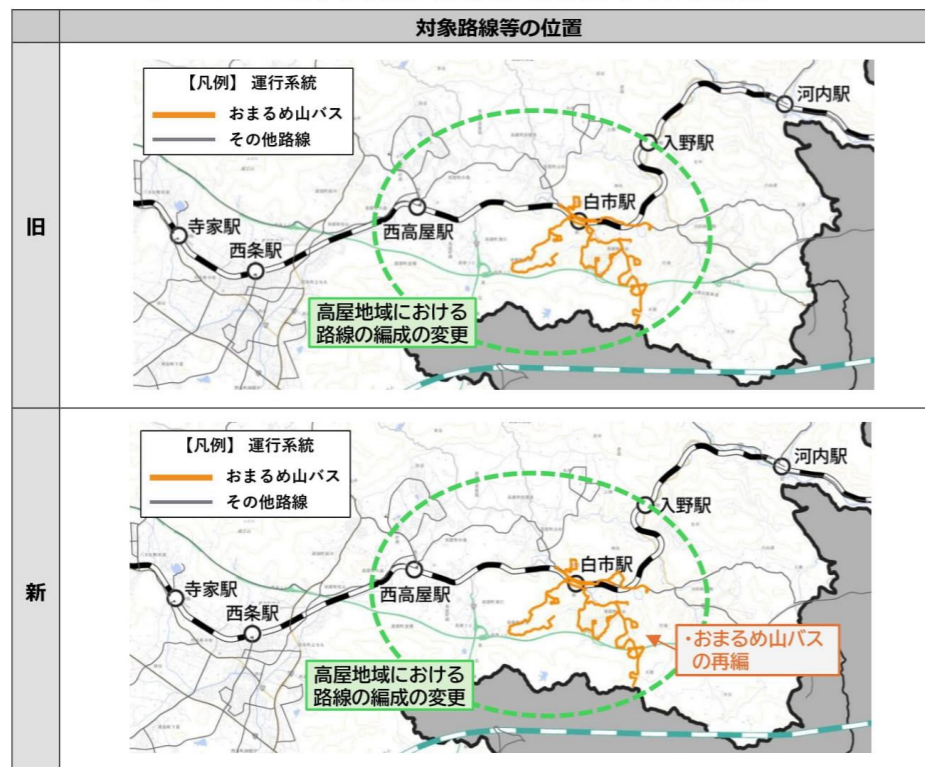
本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業内容(今回追加分)の詳細を下表に示します。  
なお、東広島市都市交通計画(地域公共交通計画)に記載する施策のうち、利便増進事業に位置付けたその他の施策については、今後、関係者との具体的な検討・協議を行い、調整が整い次第、本計画に記載し、変更認定申請を行うこととします。

表 2-20 地域公共交通利便増進実施事業及び事業者一覧(今回追加分)

■事業(イ): 路線の編成に関する事業

地域	路線・系統	事業内容	実施主体
高屋地域	・おまるめ山バス	・令和5年10月から実証運行を開始したおまるめ山バスについて、実証運行の結果を検証し、ルート・ダイヤ等の見直しの上で本格運行を行います。	(有)白市交通 (地域住民組織の運行委託)

表 2-21 地域公共交通利便増進事業の対象路線等(今回追加分)



第2章 事業の内容・実施主体  
2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

〔R5.10.1法改正施工後のイ(1)事業として位置づける事業(法第2条第13号イ(1)事業:一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更)〕

(1) 事業の概要

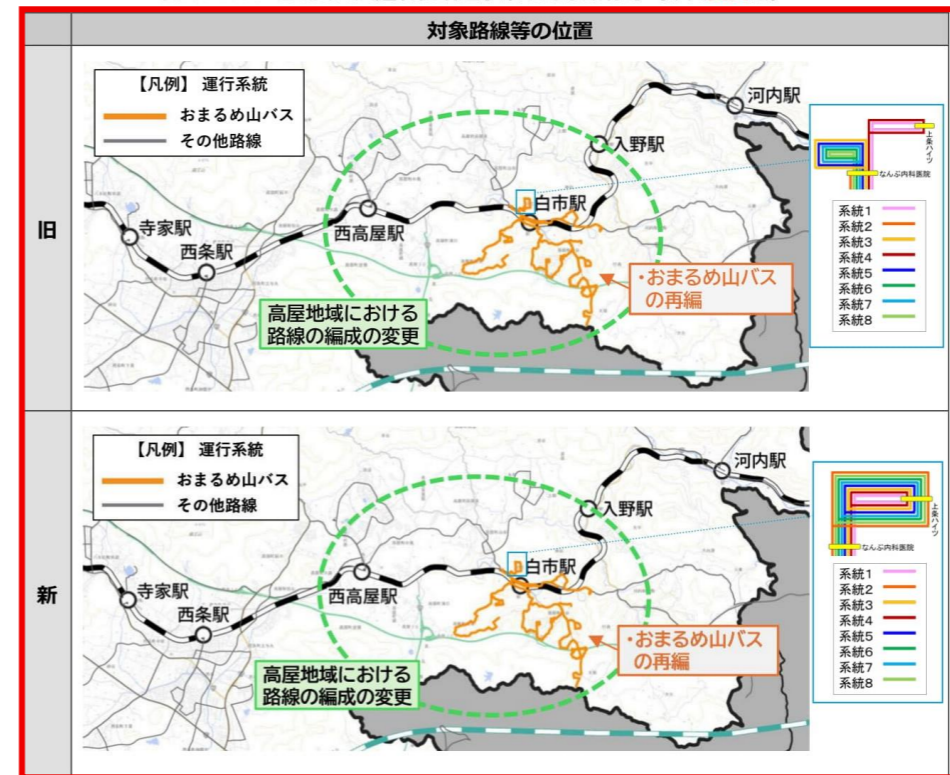
本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業内容(今回変更分)の詳細を下表に示します。  
なお、東広島市都市交通計画(地域公共交通計画)に記載する施策のうち、利便増進事業に位置付けたその他の施策については、今後、関係者との具体的な検討・協議を行い、調整が整い次第、本計画に記載し、変更認定申請を行うこととします。

表 2-20 地域公共交通利便増進実施事業及び事業者一覧(今回変更分)

■事業(イ): 路線の編成の変更に関する事業

地域	路線・系統	事業内容	実施主体
高屋地域	・おまるめ山バス	・令和5年10月から運行を開始しているおまるめ山バスについて、利用状況の分析および地域住民への意見聴取を行った結果、運行計画の変更を行います。	(有)白市交通 (地域住民組織から運行委託)

表 2-21 地域公共交通利便増進事業の対象路線等(今回変更分)



旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

ネットワーク再編を実施する路線は次の通りです。

表 2-22 ネットワーク再編を実施する対象路線等

項目		内容	
運行のねらい		・白市駅周辺の公共交通空白地域・不便地域を解消するため、地域住民等との連携・協働により、令和5年10月から実証運行を開始した地域内交通（コミュニティバス）である「おまるめ山バス」について、実証運行の結果を検証し、ルート・ダイヤ等を見直した上で本格運行を行います。	
事業の種類		一般乗合旅客自動車運送事業	
運行事業者		(有)白市交通	
運行の態様		路線定期運行	
路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (大原中～大原東団地) (1)	起点	大原中	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	大原東団地	-
	キロ程	10.4 km	-
	運行日	毎週月・水・土（祝運休）	-
おまるめ山バス (大原東団地～大原中) (2)	起点	大原東団地	-
	主な経由地	上条ハイツ	-
	終点	大原中	-
	キロ程	12.4 km	-
	運行日	毎週月・水・土（祝運休）	-
おまるめ山バス (大原中～上条ハイツ～ 大原東団地) (3)	起点	大原中	-
	主な経由地	上条ハイツ	-
	終点	大原東団地	-
	キロ程	13.6 km	-
	運行日	毎週月・水・土（祝運休）	-
おまるめ山バス (大原東団地～あおぞらば ん屋さん・門川内科医院) (4)	起点	大原東団地	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	あおぞらばん屋さん・門川内科医院	-
	キロ程	4.0 km	-
	運行日	毎週月・水・土（祝運休）	-

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

ネットワーク再編を実施する路線は次の通りです。

表 2-22 ネットワーク再編を実施する対象路線等

項目		内容	
運行のねらい		・白市駅周辺の公共交通空白地域・不便地域を解消するため、地域住民等との連携・協働により、令和5年10月から運行を開始している地域内交通（コミュニティバス）である「おまるめ山バス」について、利用状況の分析および地域住民への意見聴取を行った結果、ルート・ダイヤ等を見直し、利便性の向上を図ります。	
事業の種類		一般乗合旅客自動車運送事業	
運行事業者		(有)白市交通	
運行の態様		路線定期運行	
路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (大原中～あおぞらばん屋 さん・門川内科医院) (1)	起点	大原中	-
	主な経由地	上条ハイツ	-
	終点	あおぞらばん屋さん・門川内科医院	-
	キロ程	11.1 km	-
	運行日	毎週月・水曜日（祝運休）	-
おまるめ山バス (大原東団地～なんぶ内 科医院) (2)	起点	大原東団地	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	なんぶ内科医院	-
	キロ程	4.6 km	-
	運行日	毎週月・水曜日（祝運休）	-
おまるめ山バス (白市駅～大原中) (3)	起点	白市駅	-
	主な経由地	白市ショージ前	-
	終点	大原中	-
	キロ程	7.3 km	-
	運行日	毎週月・水曜日（祝運休）	-
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さん・門川内 科医院～大原東団地) (4)	起点	あおぞらばん屋さん・門川内科医院	-
	主な経由地	上条ハイツ	-
	終点	大原東団地	-
	キロ程	9.2 km	-
	運行日	毎週月・水曜日（祝運休）	-

旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (惣田地南～扱和) (5)	起点	惣田地南	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	扱和	-
	キロ程	15.7 km	-
	運行日	毎週火・木・金 (祝運休)	-
おまるめ山バス (扱和～惣田地南) (6)	起点	扱和	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	惣田地南	-
	キロ程	15.6 km	-
	運行日	毎週火・木・金 (祝運休)	-
おまるめ山バス (大原中～あおぞらばん屋 さん・門川内科医院) (1)	起点	-	大原中
	主な経由地	-	上条ハイツ
	終点	-	あおぞらばん屋さん・門川内科医院
	キロ程	-	11.1 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (大原東団地～なんぶ内 科医院) (2)	起点	-	大原東団地
	主な経由地	-	白市駅
	終点	-	なんぶ内科医院
	キロ程	-	4.6 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～大原中) (3)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ジョージ前
	終点	-	大原中
	キロ程	-	7.3 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さん・門川内 科医院～大原東団地) (4)	起点	-	あおぞらばん屋さん・門川内科医院
	主な経由地	-	上条ハイツ
	終点	-	大原東団地
	キロ程	-	9.2 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (惣田地南～白市ジョージ前) (5)	起点	-	惣田地南
	主な経由地	-	白市駅
	終点	-	白市ジョージ前
	キロ程	-	10.0 km
	運行日	-	毎週火・金曜日 (祝運休)

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (惣田地南～白市ジョージ前) (5)	起点	惣田地南	-
	主な経由地	白市駅	-
	終点	白市ジョージ前	-
	キロ程	10.0 km	-
	運行日	毎週火・金曜日 (祝運休)	-
おまるめ山バス (扱和～白市駅) (6)	起点	扱和	-
	主な経由地	白市ジョージ前	-
	終点	白市駅	-
	キロ程	7.8 km	-
	運行日	毎週火・金曜日 (祝運休)	-
おまるめ山バス (白市駅～惣田地南) (7)	起点	白市駅	-
	主な経由地	白市ジョージ前	-
	終点	惣田地南	-
	キロ程	9.5 km	-
	運行日	毎週火・金曜日 (祝運休)	-
おまるめ山バス (白市駅～扱和) (8)	起点	白市駅	-
	主な経由地	白市ジョージ前	-
	終点	扱和	-
	キロ程	7.1 km	-
	運行日	毎週火・金曜日 (祝運休)	-
おまるめ山バス (大原中～白市駅) (1)	起点	-	大原中
	主な経由地	-	上条ハイツ
	終点	-	白市駅
	キロ程	-	10.3 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (大原東団地～白市駅) (2)	起点	-	大原東団地
	主な経由地	-	白市駅・上条ハイツ
	終点	-	白市駅
	キロ程	-	6.6 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～大原中) (3)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ジョージ前・上条ハイツ
	終点	-	大原中
	キロ程	-	8.1 km
	運行日	-	毎週月・水曜日 (祝運休)

旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (坂和～白市駅) (6)	起点	-	扱和
	主な経由地	-	白市ショージ前
	終点	-	白市駅
	キロ程	-	7.8 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～惣田地南) (7)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ショージ前
	終点	-	惣田地南
	キロ程	-	9.5 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～扱和) (8)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ショージ前
	終点	-	扱和
	キロ程	-	7.1 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

路線・系統名 (系統番号)	項目	旧	新
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さん・門川内 科医院～大原東団地) (4)	起点	-	あおぞらばん屋さん・門川内科医院
	主な経由地	-	上条ハイツ
	終点	-	大原東団地
	キロ程	-	8.8 km
	運行日	-	毎週月・水曜日(祝運休)
おまるめ山バス (惣田地南～白市ショージ前) (5)	起点	-	惣田地南
	主な経由地	-	白市駅・上条ハイツ
	終点	-	白市ショージ前
	キロ程	-	10.8 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)
おまるめ山バス (扱和～白市駅) (6)	起点	-	扱和
	主な経由地	-	上条ハイツ・白市ショージ前
	終点	-	白市駅
	キロ程	-	8.6 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～惣田地南) (7)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ショージ前・上条ハイツ
	終点	-	惣田地南
	キロ程	-	10.3 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)
おまるめ山バス (白市駅～扱和) (8)	起点	-	白市駅
	主な経由地	-	白市ショージ前・上条ハイツ
	終点	-	扱和
	キロ程	-	7.9 km
	運行日	-	毎週火・金曜日(祝運休)

旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

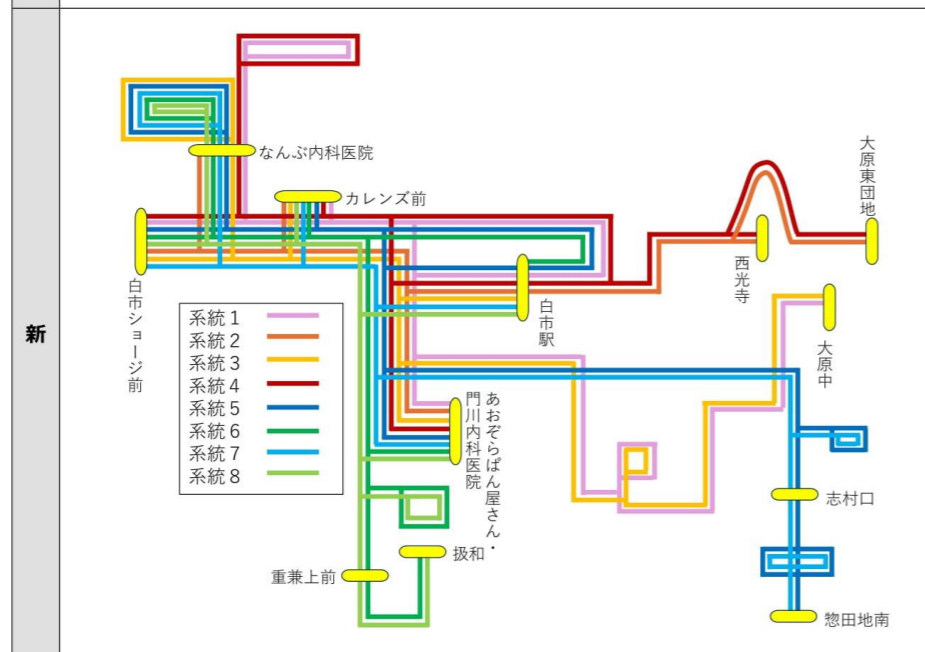
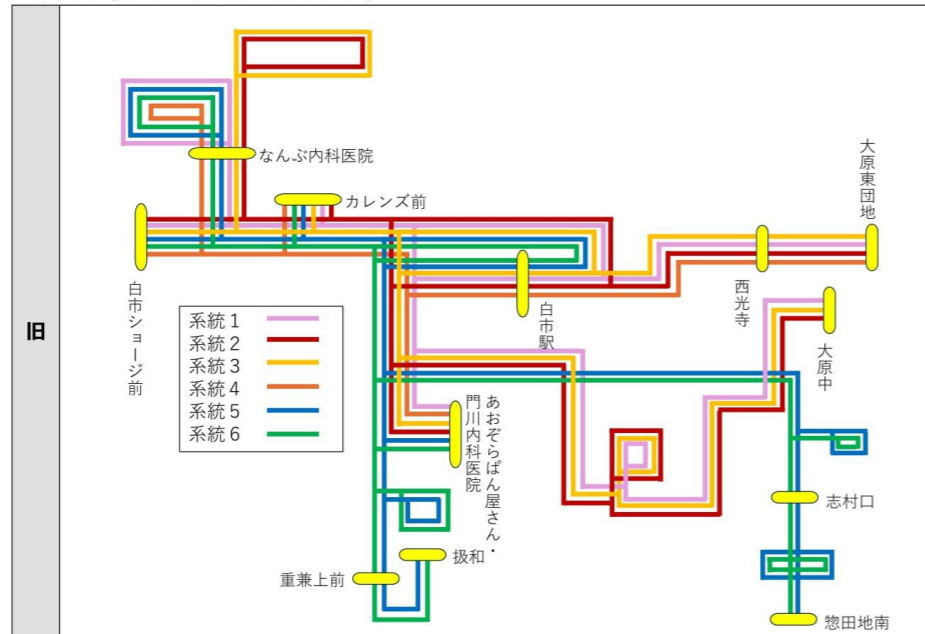
第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

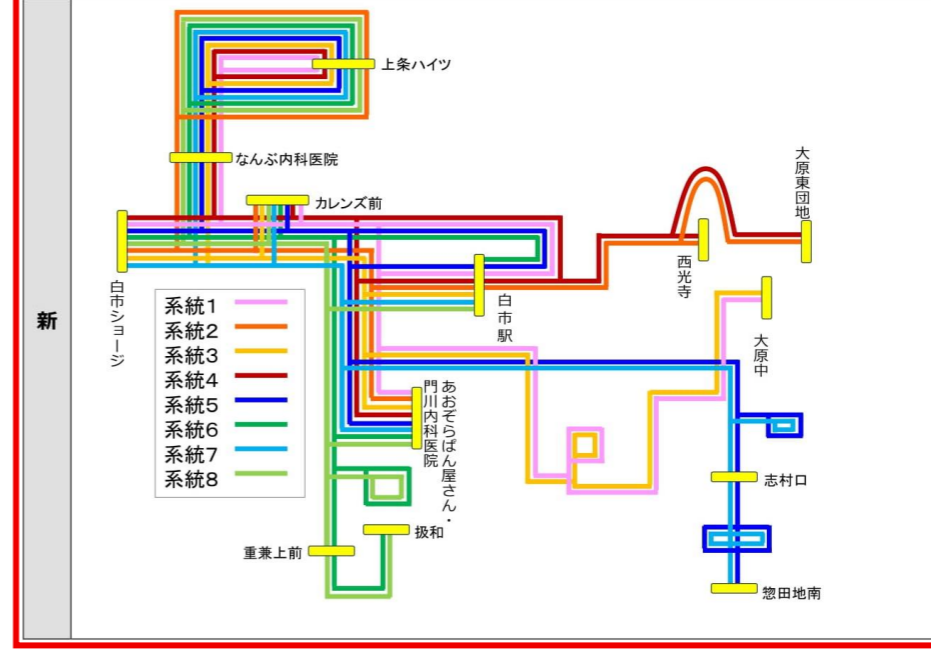
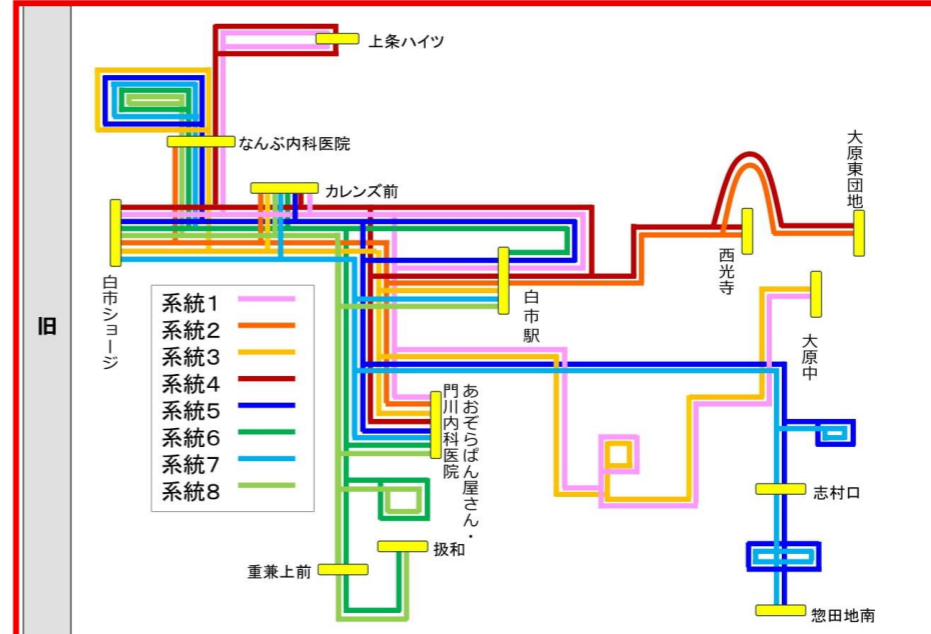
3) 今回変更する事業

(2) ネットワーク再編を実施する対象路線等

■系統図（高屋地域：おまるめ山バス）



■系統図（高屋地域：おまるめ山バス）



旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

(3) 運行回数

ネットワーク再編の実施前後の対象路線等の運行回数は次の通りです。

表 2-23 ネットワーク再編の実施前後の対象路線等の運行回数

路線・系統名 (系統番号)	新 旧	区間			キロ程	運行回数		
		起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日祝日
おまるめ山バス (大原中～大原東団地) (1)	旧	大原中	白市駅	大原東団地	10.4 km	1回/日	1回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (大原東団地～大原中) (2)	旧	大原東団地	上条ハイツ	大原中	12.4 km	1.5回/日	1.5回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (大原中～上条ハイツ～ 大原東団地) (3)	旧	大原中	上条ハイツ	大原東団地	13.6 km	1回/日	1回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (大原東団地～あおぞらば ん屋さん・門川内科医院) (4)	旧	大原東団地	白市駅	あおぞらばん屋さ ん・門川内科医院	4.0 km	0.5回/日	0.5回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (惣田地南～扱和) (5)	旧	惣田地南	白市駅	扱和	15.7 km	1.5回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (扱和～惣田地南) (6)	旧	扱和	白市駅	惣田地南	15.6 km	1.5回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (大原中～あおぞらば ん屋さん・門川内科医院) (1)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	大原中	上条ハイツ	あおぞらばん屋さ ん・門川内科医院	11.1 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (大原東団地～なんぶ 内科医院) (2)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	大原東団地	白市駅	なんぶ内科医院	4.6km	1回/日	0回/日	0回/日

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(3) 運行回数

ネットワーク再編の実施前後の対象路線等の運行回数は次の通りです。

表 2-23 ネットワーク再編の実施前後の対象路線等の運行回数

路線・系統名 (系統番号)	新 旧	区間			キロ程	運行回数		
		起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日祝日
おまるめ山バス (大原中～あおぞらば ん屋さん・門川内科医院) (1)	旧	大原中	上条ハイツ	あおぞらばん屋さ ん・門川内科医院	11.1 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (大原東団地～なんぶ 内科医院) (2)	旧	大原東団地	白市駅	なんぶ内科医院	4.6km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (白市駅～大原中) (3)	旧	白市駅	白市ジョージ前	大原中	7.3 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さ ん・門川内科医院 ～大原東団地) (4)	旧	あおぞらばん屋さ ん・門川内科医院	上条ハイツ	大原東団地	9.2 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (惣田地南～白市ジョ ージ前) (5)	旧	惣田地南	白市駅	白市ジョージ前	10.0 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (扱和～白市駅) (6)	旧	扱和	白市ジョージ前	白市駅	7.8 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (白市駅～惣田地南) (7)	旧	白市駅	白市ジョージ前	惣田地南	9.5 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-
おまるめ山バス (白市駅～扱和) (8)	旧	白市駅	白市ジョージ前	扱和	7.1 km	1回/日	0回/日	0回/日
	新	-	-	-	-	-	-	-

旧

新

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回追加する事業

(3) 運行回数

路線・系統名 (系統番号)	新 旧	区間			キロ程	運行回数		
		起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日祝日
おまるめ山バス (白市駅~大原中) (3)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前	大原中	7.3 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さん・門川 内科医院~大原東団地) (4)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	あおぞらばん屋さん・門川内科医院	上条ハイツ	大原東団地	9.2 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (惣田地南~白市ショッピング前) (5)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	惣田地南	白市駅	白市ショッピング前	10.0 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (扱和~白市駅) (6)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	扱和	白市ショッピング前	白市駅	7.8 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (白市駅~惣田地南) (7)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前	惣田地南	9.5 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (白市駅~扱和) (8)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前	扱和	7.1 km	1回/日	0回/日	0回/日

第2章 事業の内容・実施主体

2-2 事業内容の詳細

3) 今回変更する事業

(3) 運行回数

路線・系統名 (系統番号)	新 旧	区間			キロ程	運行回数		
		起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日祝日
おまるめ山バス (大原中~白市駅) (1)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	大原中	上条ハイツ	白市駅	10.3 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (大原東団地~白市駅) (2)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	大原東団地	白市駅・上条ハイツ	白市駅	6.6km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (白市駅~大原中) (3)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前・上条ハイツ	大原中	8.1 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (あおぞらばん屋さん・門川 内科医院~大原東団地) (4)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	あおぞらばん屋さん・門川内科医院	上条ハイツ	大原東団地	8.8 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (惣田地南~白市ショッピング前) (5)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	惣田地南	白市駅・上条ハイツ	白市ショッピング前	10.8 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (扱和~白市駅) (6)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	扱和	上条ハイツ・白市ショッピング前	白市駅	8.6 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (白市駅~惣田地南) (7)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前・上条ハイツ	惣田地南	10.3 km	1回/日	0回/日	0回/日
おまるめ山バス (白市駅~扱和) (8)	旧	-	-	-	-	-	-	-
	新	白市駅	白市ショッピング前・上条ハイツ	扱和	7.9 km	1回/日	0回/日	0回/日

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

4-2. 実施済み事業2 (事業継続中：R3.4～)

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「実施済み事業 (事業継続中：R3.4～)」に関する必要な資金の額及び調達方法を以下に示します。

4-2. 実施済み事業2 (事業継続中：R3.4～)

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「実施済み事業 (事業継続中：R3.4～)」に関する必要な資金の額及び調達方法を以下に示します。

表 4-2 事業実施に必要な資金の額・調達方法【実施済み事業 (事業継続中：R3.4～)】

項目	事業費		調達方法		実施時期
	総事業費	内訳	種別	調達主体	
■ 安芸津地域における路線の編成の変更					
・将来の維持確保が困難な路線の廃止・統合 ・海風バスによるフィーダー	58,638 千円	17,443 千円	経常収益	芸陽バス(株)	R3 年 4 月 【実施済】
		0 千円	事業者負担ほか	芸陽バス(株)	
		4,015 千円	国庫補助 (地域内フィーダー)	芸陽バス(株)	
		14,532 千円	市補助金	東広島市	
		22,648 千円	市運行委託	東広島市	

表 4-2 事業実施に必要な資金の額・調達方法【実施済み事業 (事業継続中：R3.4～)】

項目	事業費		調達方法		実施時期
	総事業費	内訳	種別	調達主体	
■ 安芸津地域における路線の編成の変更					
・将来の維持確保が困難な路線の廃止・統合 ・海風バスによるフィーダー	58,638 千円	17,443 千円	経常収益	芸陽バス(株)	R3 年 4 月 【実施済】
		0 千円	事業者負担ほか	芸陽バス(株)	
		4,015 千円	国庫補助 (地域内フィーダー)	芸陽バス(株)	
		14,532 千円	市補助金	東広島市	
		22,648 千円	市運行委託	東広島市	

4-3. 今回追加する事業

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「今回追加する事業」に関する必要な資金の額及び調達方法を以下に示します。

4-3. 今回変更する事業

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「今回変更する事業」に関する必要な資金の額及び調達方法を以下に示します。

表 4-3 事業実施に必要な資金の額・調達方法【今回追加する事業】

項目	事業費		調達方法		実施時期
	総事業費	内訳	種別	調達主体	
1 ■ 高屋地域における路線の編成の変更					
・おまるめ山バスの変更	6,988 千円	322 千円	収入	(有)白市交通	R6 年 9 月
		3,300 千円	国庫補助 (地域内フィーダー)	(有)白市交通	
		3,366 千円	市支援	東広島市	

表 4-3 事業実施に必要な資金の額・調達方法【今回変更する事業】

項目	事業費		調達方法		実施時期
	総事業費	内訳	種別	調達主体	
1 ■ 高屋地域における路線の編成の変更					
・おまるめ山バスの変更	7,098 千円	396 千円	収入	(有)白市交通	R8 年 2 月
		3,346 千円	国庫補助 (地域内フィーダー)	(有)白市交通	
		3,356 千円	市支援	東広島市	

第5章 事業の効果

第5章 事業の効果

5-3. 今回追加する事業

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「今回追加する事業」に関する事業の効果を以下に示します。

表 5-5 事業の効果（定量的な効果）【今回追加する事業】

項目	指標	事業の効果	
		再編前 (令和5年度)※	再編後
■高屋地域における路線の編成の変更			
・おまるめ山バスの変更	利用者数	146.7人/月	153.6人/月
	経常収支率	2.9%	4.6%
	市財政負担	742,438円/月	280,526円/月

※ 令和5年10月から運行を開始したため、令和5年10月～3月までの6か月間のデータを基に1か月平均で算出

表 5-6 利便性の向上及びその他の見込まれる効果【今回追加する事業】

項目	事業の効果（利便性の向上及びその他の見込まれる効果）
■高屋地域における路線の編成の変更	
・おまるめ山バスの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共交通空白地域・不便地域の解消</li> <li>・白市駅周辺の公共交通空白地域・不便地域が解消し、当該地域の住民にとって鉄道駅や生活関連施設へのアクセスを確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者の外出機会の確保・誘発</li> <li>・高齢者の外出機会が確保・誘発されることにより、健康増進や介護予防につながり、ひいては医療・福祉費の抑制も期待</li> </ul>

5-3. 今回変更する事業

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業のうち、「今回変更する事業」に関する事業の効果を以下に示します。

表 5-5 事業の効果（定量的な効果）【今回変更する事業】

項目	指標	事業の効果		
		再編前 (令和5年度)※1	令和7年 9月時点実績	令和8年2月 変更後
■高屋地域における路線の編成の変更				
・おまるめ山バスの 変更	利用者数	146.7人/月	168.3人/月	184.5人/月
	経常収支率	2.9%	5.1%	5.6%
	市財政負担	742,438円/月	277,926円/月 見込み額※2	279,644円/月

※1 令和5年10月から運行を開始したため、令和5年10月～3月までの6か月間のデータを基に1か月平均で算出

※2 令和7年9月時点では市財政負担は確定していない

表 5-6 利便性の向上及びその他の見込まれる効果【今回変更する事業】

項目	事業の効果（利便性の向上及びその他の見込まれる効果）
■高屋地域における路線の編成の変更	
・おまるめ山バスの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共交通空白地域・不便地域の解消</li> <li>・白市駅周辺の公共交通空白地域・不便地域が解消し、当該地域の住民にとって鉄道駅や生活関連施設へのアクセスを確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者の外出機会の確保・誘発</li> <li>・高齢者の外出機会が確保・誘発されることにより、健康増進や介護予防につながり、ひいては医療・福祉費の抑制も期待</li> </ul>

第7章 事業スケジュール

本計画の期間は、平成29年度～令和12年度の14年間であり、今回追加分の事業スケジュールは次のとおりです。

なお、事業実施後についても、東広島市都市交通計画（地域公共交通）で設定したモニタリング指標等による評価を行い、事業の進捗や地域公共交通を取り巻く状況の変化を踏まえて、必要に応じて適宜見直しを行います。

関連事業については、今後の検討・調整の進捗を見定めながら、適宜、本計画を見直して新たに事業を位置付け、利便増進事業（又は関連事業）として実施することを想定しています。

表 7-1 事業の全体スケジュール

計画・施策事業	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
東広島市都市交通計画（地域公共交通計画）	[スケジュール表示]						
東広島市地域公共交通利便増進実施計画	[スケジュール表示]						
■事業内容（イ）：路線の編成の変更に関する事業							
高屋地域 ・おまるめ山バスの変更							
■その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項 〔新たな交通結節点（黒瀬地域）の整備に関する事業〕							
黒瀬地域 ・黒瀬バス交通結節点再構築事業							
黒瀬地域 ・黒瀬バス交通結節点再構築事業に伴う路線の編成の変更							

第7章 事業スケジュール

本計画の期間は、平成29年度～令和12年度の14年間であり、今回変更分の事業スケジュールは次のとおりです。

なお、事業実施後についても、東広島市都市交通計画（地域公共交通）で設定したモニタリング指標等による評価を行い、事業の進捗や地域公共交通を取り巻く状況の変化を踏まえて、必要に応じて適宜見直しを行います。

関連事業については、今後の検討・調整の進捗を見定めながら、適宜、本計画を見直して新たに事業を位置付け、利便増進事業（又は関連事業）として実施することを想定しています。

表 7-1 事業の全体スケジュール

計画・施策事業	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
東広島市都市交通計画（地域公共交通計画）	[スケジュール表示]						
東広島市地域公共交通利便増進実施計画	[スケジュール表示]						
■事業内容（イ）：路線の編成の変更に関する事業							
高屋地域 ・おまるめ山バスの変更							
■その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項 〔新たな交通結節点（黒瀬地域）の整備に関する事業〕							
黒瀬地域 ・黒瀬バス交通結節点再構築事業							
黒瀬地域 ・黒瀬バス交通結節点再構築事業に伴う路線の編成の変更							